

令和7年10月2日付け監査結果に基づき  
講じた措置の内容について

(鹿児島県選挙管理委員会)

令和8年2月

鹿児島県監査委員

令和7年10月2日付け監査第1017号の監査結果に基づき、令和8年1月23日付け鹿児島選管第216号で鹿児島県選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年2月13日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英 昭
同	大 蘭 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
選挙管理委員会 事務局	前年度に引き続き、支出負担行為が遅延しているものがある。（3か月以上1件）	1 再発防止の対策 ・定期監査の結果を職員に周知し、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 ・契約事務については、課内で業務の進捗状況の共有及び確認を徹底し、状況に応じて業務の再配分を行うとともに、庶務担当係への事前共有を行うなど、ダブルチェックの体制を整備し、遅延を防ぐこととした。